

お知らせ

医療法人弘仁会 島田病院

当院は、保険医療機関です。

下記のとおり東北厚生局長へ届出を行っています。

当院は認知症治療病棟入院料1、精神病棟15対1入院基本料の届出を行っています。

I 認知症治療病棟入院料1（病棟A・B）

- 1 認知症治療病棟（入院料1）では、1日に9人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、同病棟の時間帯ごとの職員の配置は次のとおりです。
 - (1) 8時30分～16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は7人以内です。
 - (2) 16時30分～8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は30人以内です。
- 2 精神科作業療法の届出を行っており、患者様の社会生活機能の回復を目的として作業療法を実施しています。
- 3 精神科身体合併症管理加算の届出を行い、精神科以外の診療科の医療体制と連携を取り、精神科医師と内科医師が協力し、治療を計画的に提供しています。
- 4 医療保護入院等診療料の届出を行い、患者様の適切な処遇を実施しています。患者様個人の尊厳を尊重し、その人権に配慮しています。また、患者様の自由の制限は必要最小限としています。
- 5 精神科退院時共同指導料1の届出を行い、外来を担う多職種チームが、他の保険医療機関の精神病棟に入院中の患者に対し、退院後の療養上必要な説明及び指導を共同で行い、支援計画を作成しています。
- 6 入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

II 精神病棟15対1入院基本料（病棟C・病棟D）

- 1 精神病棟（15対1入院基本料）では、1日に16人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。
なお、同病棟の時間帯ごとの配置は次のとおりです。
 - (1) 8時30分～16時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は6人以内です。
 - (2) 16時30分～8時30分まで、看護職員1人当たりの受け持ち数は23人以内です。
- 2 精神科作業療法の届出を行っており、患者様の社会生活機能の回復を目的として作業療法を実施しています。
- 3 医療保護入院等診療料の届出を行い、患者様の適切な処遇を実施しています。患者様個人の尊厳を尊重し、その人権に配慮しています。また、患者様の自由の制限は必要最小限としています。
- 4 精神科地域移行実施加算の届出を行い、地域移行支援に係る取組を計画的に進めています。
- 5 精神科身体合併症管理加算の届出を行い、精神科以外の診療科の医療体制と連携を取り、精神科医師と内科医師が協力し、治療を計画的に提供しています。
- 6 看護配置加算の届出を行い、当該病棟における看護職員の最小必要数の7割以上を看護師としています。
- 7 看護補助加算3の届出を行い、看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する体制を整備しています。
- 8 療養環境加算の届出を行い、病室は1床あたりの平均床面積が8㎡以上です。
- 9 精神科退院時共同指導料1の届出を行い、外来を担う多職種チームが、他の保険医療機関の精神病棟に入院中の患者に対し、退院後の療養上必要な説明及び指導を共同で行い、支援計画を作成しています。
- 10 入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を、適時（夕

食については午後6時以降)、適温で提供しています。